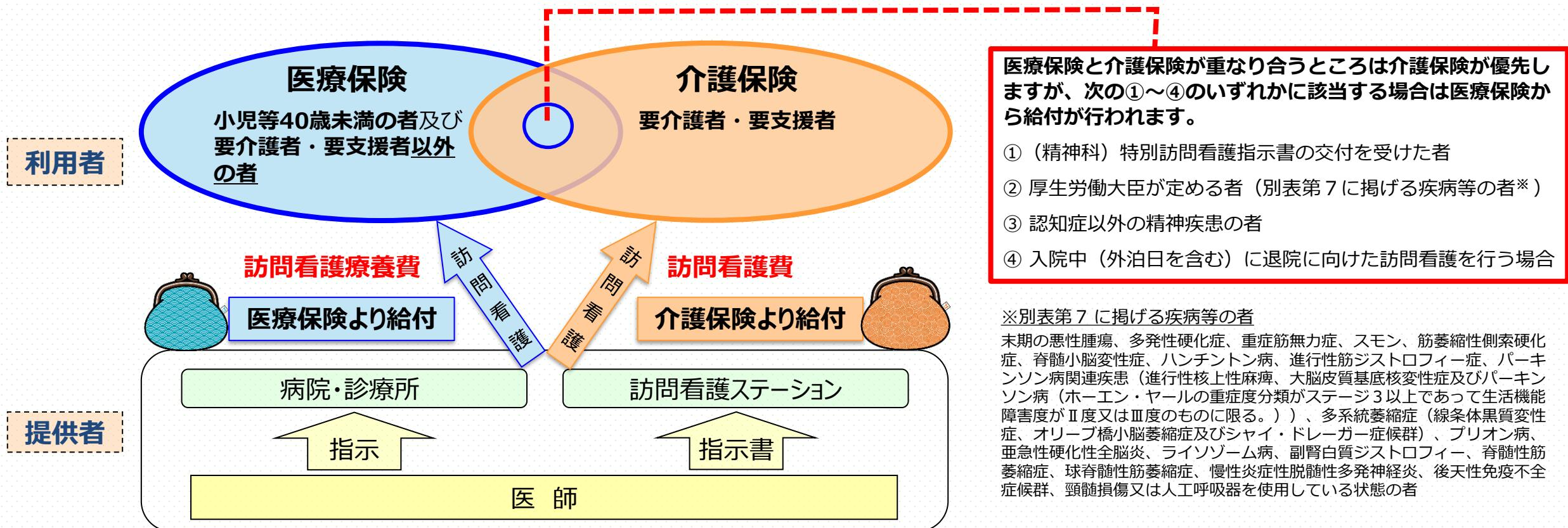


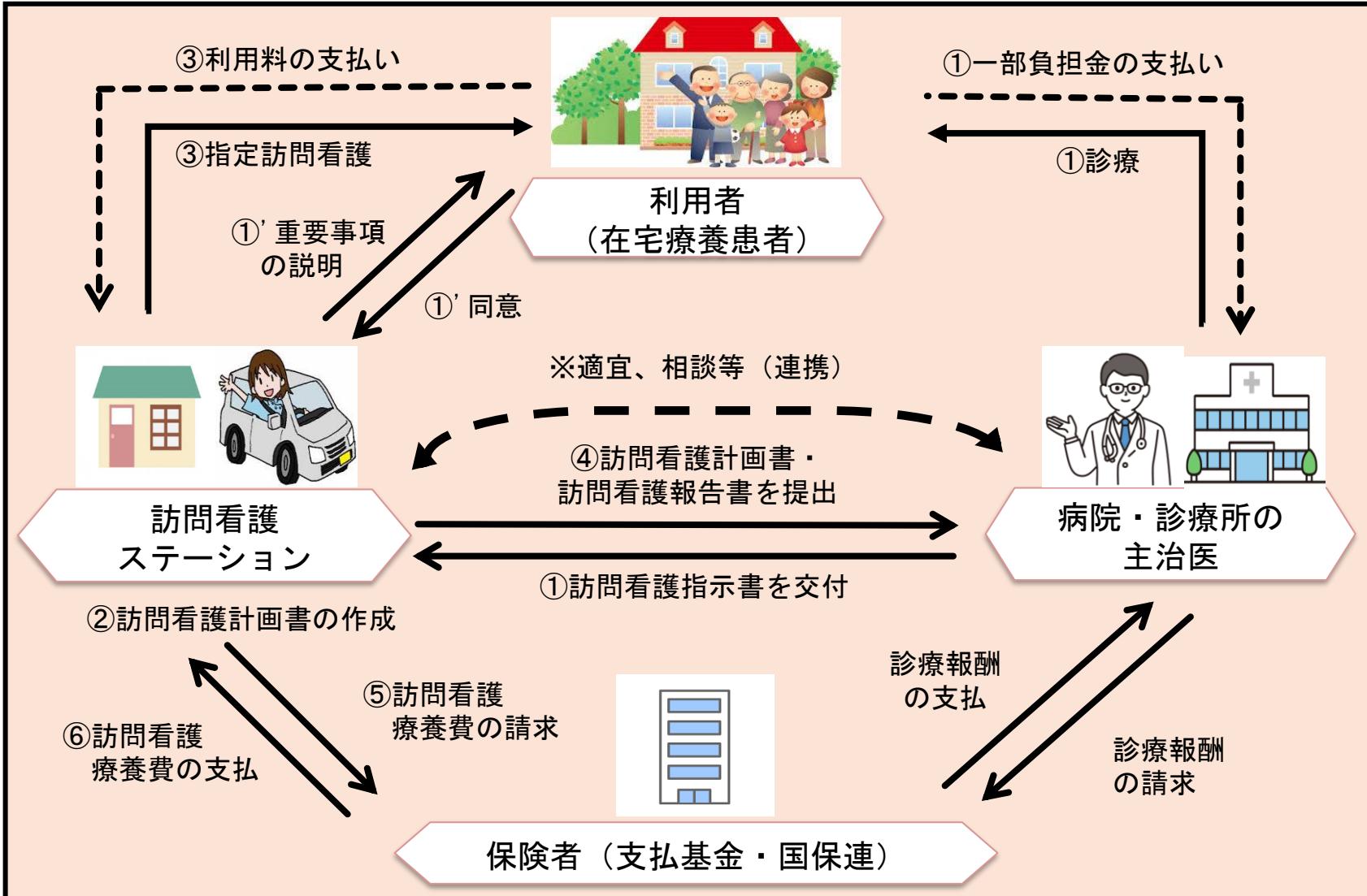
訪問看護の概要

- 訪問看護とは、疾病又は負傷により居宅において継続して療養を受ける状態にある者に対し、その者の居宅において看護師等が行う療養上の世話又は必要な診療の補助をいいます。
- 訪問看護は、「病院・診療所」又は「訪問看護ステーション」から提供されます。
- 訪問看護は、利用者の年齢、疾病、状態等に応じて、「医療保険」又は「介護保険」が適用されます。
原則として、要介護者又は要支援者に対する訪問看護は、介護保険が優先して適用されますが、急性増悪等により主治医から特別訪問看護指示書の交付を受けた場合や厚生労働大臣が定める疾病等（末期の悪性腫瘍等）に該当する場合等には、医療保険による訪問看護が行われます。



医療保険における訪問看護の概要

※本資料はイメージです。実際は、利用者の状態等により、順番、頻度等が変わる場合があります。



- ① 主治医が診療の結果、訪問看護の必要性を認め、利用者が選定する訪問看護ステーション等に訪問看護指示書を交付する。
また、利用者は保険医療機関（病院・診療所）に一部負担金を支払う。
 - ①' 訪問看護ステーションは指定訪問看護を行うに際し、あらかじめ利用者又はその家族に重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得る。
 - ② 訪問看護ステーションは訪問看護計画書を作成する（訪問看護計画書の主要な事項は、利用者又はその家族に説明しなければならない。）。
 - ③ 訪問看護ステーションが訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき指定訪問看護を行う。また、利用者は訪問看護ステーションに利用料を支払う。
 - ④ 訪問看護ステーションは訪問看護計画書及び訪問看護報告書を主治医に提出する
 - ⑤ 訪問看護ステーションは保険者（支払基金・国保連）に訪問看護療養費の請求を行う。
 - ⑥ 保険者（支払基金・国保連）から訪問看護ステーションに訪問看護療養費が支払われる。
- ※ 定期的に訪問看護ステーションは主治医に指定訪問看護の継続の要否等について相談する。

医療保険における訪問看護の用語等（参考）

指定訪問看護事業者とは？

「厚生労働大臣が指定する者」であり、指定訪問看護事業者でないと、医療保険での訪問看護を行うことはできません。
なお、申請により、訪問看護事業を行う事業所（訪問看護ステーション）ごとに指定が行われます。

※健康保険法第88条・89条

指定訪問看護は看護師以外でも行えるの？

看護師以外に「保健師、助産師、准看護師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士」が行うことができます。
(ただし、厚生労働省令により、基準の届出が必要なものや職種が限定されているものがあります。)

※健康保険法施行規則第68条等

指定訪問看護とは？

指定訪問看護事業者の事業所（訪問看護ステーション）が行う訪問看護のことをいいます。

※健康保険法第88条

指定訪問看護を受けることができる者は？

「疾病又は負傷により、居宅において継続して療養を受ける状態にある者」であって、主治医がその治療の必要な程度につき「病状が安定し、又はこれに準ずる状態にあり、かつ、居宅において看護師等が行う療養上の世話及び必要な診療の補助を要すること」を認めた者となります。

(ただし、介護保険の給付により訪問看護が行われている者を除く。)

※健康保険法第88条及び健康保険法施行規則第67条

指定訪問看護の内容は？

「疾病又は負傷により、居宅において継続して療養を受ける状態にある者」に対し、その者の居宅において看護師等が行う「療養上の世話又は必要な診療の補助」になります。

健康保険法第88条及び健康保険法施行規則第67条

訪問看護療養費とは？

「指定訪問看護に要した費用」のことをいいます。

※健康保険法第88条

指定訪問看護を行う場所は？

「利用者の居宅」において行う必要があります。

※健康保険法第88条

関係法令（抄）

健康保険法	健康保険法施行規則
<p>(訪問看護療養費)</p> <p>第88条 被保険者が、厚生労働大臣が指定する者（以下「指定訪問看護事業者」という。）から当該指定に係る訪問看護事業（疾病又は負傷により、居宅において継続して療養を受ける状態にある者（主治の医師がその治療の必要な程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。）に対し、その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者が行う療養上の世話又は必要な診療の補助（保険医療機関等又は介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第29項に規定する介護医療院によるものを除く。以下「訪問看護」という。）を行う事業をいう。）を行う事業所により行われる訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）を受けたときは、その指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費を支給する。</p> <p>2 前項の訪問看護療養費は、厚生労働省令で定めるところにより、保険者が必要と認める場合に限り、支給するものとする。</p> <p>1 3 前各項に定めるもののほか、指定訪問看護事業者の訪問看護療養費の請求に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p> <p>(指定訪問看護事業者の指定)</p> <p>第八十九条 前条第一項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、訪問看護事業を行う者の申請により、訪問看護事業を行う事業所（以下「訪問看護事業所」という。）ごとに行う。</p>	<p>(法第88条第1項の厚生労働省令で定める基準)</p> <p>第67条 法第88条第1項の厚生労働省令で定める基準は、病状が安定し、又はこれに準ずる状態にあり、かつ、居宅において看護師等（看護師その他次条に規定する者をいう。第74条第1項第9号及び第77条において同じ。）が行う療養上の世話及び必要な診療の補助を要することとする。</p> <p>(法第88条第1項の厚生労働省令で定める者)</p> <p>第68条 法第88条第1項の厚生労働省令で定める者は、保健師、助産師、准看護師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士とする。</p> <p>(訪問看護療養費の支給が必要と認める場合)</p> <p>第69条 保険者は、被保険者が疾病又は負傷により居宅において継続して療養を受ける状態にある者（第67条の基準に適合している者に限る。）であると認められる場合に訪問看護療養費を支給する。ただし、他の訪問看護ステーション（指定訪問看護事業者が当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所をいう。以下同じ。）から現に指定訪問看護を受けるときは、この限りでない。</p>